

女性活躍推進法に関する行動計画

当社は女性活躍推進法に基づき、女性社員が管理職として活躍できる環境整備のために、以下のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日（4年間）

2. 当社の課題

管理職に占める女性割合の向上

3. 目標

- ①将来的な女性管理職候補者を充実させるため、新卒の総合職社員採用において女性比率を20%以上とする。
- ②社員の定着率向上の観点より、全従業員の年休取得率を80%以上とする。

4. 取組内容・実施時期

- (1) 女性管理職育成に向けたキャリア形成を図るため、女性総合職社員のジョブローテーションを推進する。
(令和4年4月～)
- (2) 採用した総合職社員の定着率向上を図るため、以下の取組を実施する。
 - ・メンタルヘルス強化を目的とした社員教育の実施
 - ・全社的な長時間労働の抑制および年次有給休暇取得推進(令和4年4月～)

以上